

令和 7 年度 小郡市議会基本条例検証シート

令和 8 年 3 月 2 4 日

議会の活動原則（第 2 条）	
成 果	課 題
・ 傍聴や常任委員会の中継を行うことで、市民に開かれた議会運営に努めている。 ・ 一般質問や委員会審査を通して、市政課題の明確化に一定の役割を果たしている。 ・ 市民参加では、各常任委員会による各種市民団体との意見交換会で直接市民の意見を聞くことができた。	・ 市民の多様な意見を得るための市民参画の機会が減った。 ・ 行政用語を使用することがあり、分かりづらい時がある。 ・ 幅広い市民の意見を把握するための市民参加の場がない。 ・ 市民の声を聞くために、アンケートによる調査など行うことも必要である。 ・ 議会モニター制度の導入や意見交換会のあり方の見直しが必要である。

議員の活動原則（第 3 条）	
成 果	課 題
・ 市政に対し一般質問等を通じて、活発な議論が展開された。 ・ タブレットを積極的に活用することができた。 ・ 予算・決算審査特別委員会及び各常任委員会で、議員間自由討議を行った。	・ もっと議員相互の自由な討議を活発に行う必要がある。 ・ 議員の活動原則にハラスメント防止を示唆した内容を追加すべきである。 ・ 議員各々は、会派にとらわれず自らの調査等で知り得た客観的事実に基づいて発言するとともに、互いに他の議員の意見を尊重することによって該当事案についての理解をより深め、最終的に合意形成を得るよう一層努力することが必要である ・ 会議の中で必ず自由討議の時間をとってはいるが活発ではない。 ・ 議員の活動原則に基づく発言のあり方をさらに認識する必要がある。 ・ 校区での活動に議員として参加する機会が多く、どうしても意識が校区に偏る傾向にある。

	・基本条例の勉強会を定期的に行う必要がある。 ・市民の代表として、市民、職員から信頼される言動を心がける必要がある。
--	---

市民参加及び市民との連携（第4条）	
成 果	課 題
・市民への情報公開は、本会議のインターネット中継や委員会のライブ配信など、広く公開しており着実に進んできた。 ・各委員会において市民団体との意見交換は定着してきた。 ・高校生との意見交換会は定着し、若い世代の願いや思い、期待を知ることができ、主権者教育としても意義あるものとなっている。	・市民との意見交換会の開催方法等、再会について検討する必要がある。 ・議会発で市民アンケートなどによる意識調査も検討する必要がある。 ・市民の声を受ける機会が少ないので、説明責任を十分に果たしているとはいいがたい。市民に伝わる情報公開のあり方をしっかり検討すべきである。 ・請願及び陳情を政策提案として位置付けることはできていない。市民への周知も必要ではないか。 ・委員会では団体との意見交換を行っているが、政策立案までは至っていない。 ・行政視察や議員研修会等の報告をリアルタイムにホームページで公開すべきである。

議会及び議員と市長等の関係（第5条）	
成 果	課 題
・ 現在、一問一答方式による質疑応答となっているので問題ない。 ・ 一般質問の論点を明確にするために、通告書様式の改善を行い分かりやすくなった。 ・ 論点争点を明らかにするために反問権が使われている。	・ 質疑は簡潔明瞭に伝えるよう努め、要望や意見は意識して控えるべきである。 ・ 質問は、何を尋ねているか論点を明確にすることで、議場だけでなく聞いている市民にも議論の内容が理解されるよう、さらに質問の仕方の質を高めていく必要がある。

市長等による政策等の説明（第6条）	
成 果	課 題
・ 必要に応じて説明を求めてきた。 ・ プレスリリース等の資料もしっかりと出されている。 ・ 政策の策定に至るまでの説明はできている。 ・ 以前に比べ執行部からの事業説明の機会は増え、より丁寧になされるようになった。 ・ 説明に当たっては、図表や画像などの説明資料を用いることで理解しやすくなってきた。	・ 執行部の説明が不十分な時は、積極的に説明を求めていくことが重要である。 ・ 説明不足や資料不足による行き違いが多い、執行部により分かりやすい説明を求める必要がある。 ・ 将来にわたるコスト計算について今後特に説明を求めていきたい。 ・ 大型事業の全体事業費や財源について執行部からの説明時期も遅く、また内容説明も不十分であるので、執行部としての説明責任を果たすべきである。 ・ 担当課の説明の中で専門的で難解な内容については、非専門家である議員が相手であることを意識してより理解しやすい説明を求める必要がある。

予算及び決算における説明資料（第7条）	
成 果	課 題
・ 予算資料や説明資料の提出については、一定の統一ができています。 ・ 定例会で条例の制定や予算、決算についてはできている ・ タブレットで過去の資料を見られるようになり比較できるようになった。 ・ 市政運営に対する監視・評価では、予算及び決算審査特別委員会で、委員間討議で問題点を整理し、執行部に対し提言を行った。	・ 決算資料については、主要施策報告書の施策の評価を重視するべきである。 ・ 新規事業については、資料を基に丁寧な説明を求める必要がある。 ・ 資料不足の案件が見られ、資料に誤りがあることもあった。 ・ 長期的な案件や課題については中間報告を求めることも必要である。 ・ 予算説明資料のさらなる充実が必要である。 ・ 当初予算説明資料は議案書配付時に配るべきであり、議会初日での配付では遅すぎるため議会質疑に影響している。 ・ タブレット操作に慣れ、使いこなせるようにする必要がある。

法律第96条第2項の議決事件（第8条）	
成 果	課 題
・ 必要な議決事項は適切に処理されている。	・ 議決事件に対して、議会としてもっと積極的に取り組むべきである。

自由討議による合意形成（第9条）	
成 果	課 題
・ 自由討議による合意形成は、議会がめざすべき形である。委員間討議など手探りながら一定の成果を収めてきている。 ・ 予算・決算審査特別委員会及び各常任委員会で自由討議を行い、本会議で委員長報告をすることができた。	・ さらに本会議場での自由討議を充実させていく必要がある。 ・ 議員間討議が行われても活発な意見が出ることは稀である。 ・ もっと政策提案につなげていくべきである。 ・ 条文にあるように少数意見も尊重しながら民主的な議論を重ね、より一層合意形成に努める必要がある。 ・ 自由討論の機会として政策討論会があるがまだ十分に機能していない。もっと頻回、簡便にできる自由討論会を検討したい。

委員会の活動（第 10 条）	
成 果	課 題
・年度計画に沿った視察や所管事務調査及び各委員会ごとの市民団体等との意見交換が活発におこなわれた ・目的を重視した行政視察ができた。 ・視察後委員会の所管部署との意見交換会はできている。	・意見交換や調査研究を充実させ、積極的に政策提案に繋げていくことが必要である。 ・参考人制度及び公聴会制度の活用については、引き続き今後の課題である。 ・参考人制度、公聴会制度の活動実績がない。制度運営の明確化や活用のルールの整備が必要ではないか。 ・専門的知見を入れる仕組みが機能していない。 ・政策討論会を実施し、直面する市政課題に対する議員相互の議論を深め政策提言を行うために、各常任委員会は年間テーマと計画に沿った所管事務調査、行政視察等を行う必要がある。議会運営委員会及び常任委員長は、その推進主体としてリーダーシップを発揮することが必要である。

議員研修の充実強化（第 11 条）	
成 果	課 題
・常任委員会ごとに工夫された内容で幅広い研修ができた。 ・各委員会で専門的で充実した内容の研修ができている。	・市民を巻き込んだフォーラムや講演会等も検討し、終了後に意見交換等を行うことを検討してはどうか ・各委員会で行われているが、マンネリ化してきている。 ・研修後に報告書の提出のみで終わっている。委員間討議を行うなど、意識共有をすることができていない。 ・研修はできているが、政策立案能力の向上につなげていない。 ・議員全員で意識を高める研修を行う必要がある。

議会事務局の体制整備（第 1 2 条）	
成 果	課 題
・ 議会と連携の取れた体制になってきた。 ・ 少ない人員で、円滑な議会運営に努めていた。 ・ 議会運営上で問題が発生したとき、近隣自治体や全国市議会議長会等の情報収集を迅速に行い、問題解決に大きな役割を果たした。	・ 議会は調査活動等、積極的に事務局と連携を図る必要がある。 ・ 政策立案能力向上を目的とするのであれば、人員体制の強化を図るべきである。

議会広報の充実（第 1 3 条）	
成 果	課 題
・ 議会広報特別委員会の設置により、広報活動が充実してきた。 ・ 先進自治体の視察を参考に市民目線で読みやすい広報紙作りに取り組んだ。 ・ 賛否の分かった事案については、それぞれの意見を載せ、議会の論点を示すことができた。	・ 議会専用 SNS の活用を検討する必要がある。 ・ H P に常任委員会の年間活動計画や所管事務調査の報告等を積極的に掲示し内容を充実させる必要がある。